

大津市学校体育施設開放事業

# 学校開放運営マニュアル

(利用団体用)

大津市 スポーツ課

# 《学校体育施設開放事業のご案内》

大津市では、市立小学校及び中学校の体育館及び運動場を学校教育に支障のない範囲内において、スポーツの場として市民に開放しています。

**【開放校】** 現在、次の学校体育施設を開放しています。

【小学校（運動場・体育館）】小松、木戸、和邇、小野、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東、雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎、志賀、長等、比叡平、藤尾、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山、南郷、大石、田上、上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北  
【中学校（体育館）】志賀、真野、堅田、日吉、唐崎、北大路、石山、田上、瀬田、瀬田北

## 【開放日時】

小学校：①日曜日、土曜日及び祝祭日…午前9時から午後9時まで。

②平日（①を除く日）…午後5時から午後9時まで

中学校：平日（日曜日、祝祭日以外の日）、土曜日…午後7時から午後9時まで

※夏休み等の学校の休業日についても、土日祝祭日扱いはしません。

※年末年始（12/29～1/3）は開放しません。

## 【使用の対象者】

- 概ね10人以上で利用団体の届出が必要です。
- 利用団体は、その構成員の概ね半数以上が、市内に在住又は在勤若しくは在学する者で構成する次に掲げる団体とします。
  - (1) 青少年団体及び社会教育団体
  - (2) スポーツ活動又はレクリエーション活動を行う目的で構成されている責任者の明確な団体
  - (3) その他教育長が適当と認めた団体

## 【使用の方法】

- 手続きや施設の空き状況は、学校ごとの開放運営委員会のご案内します。
- 学校開放運営委員会において、利用団体間の調整会議（年間/月間）を開催しています（個別ご確認ください）。
- 使用予定日の1週間前までに使用許可申請が必要です。
- 使用目的はスポーツ活動に限ります（それ以外の場合は、学校長へ問い合わせてください）。

## 【使用料】

体育施設の使用は無料です。照明設備を使用したときの照明料を納付いただきます。（納期限厳守！）。

## 【留意事項】

- 次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設等の使用を許可しません。
  - (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 体育施設等を損傷するおそれがあるとき。
  - (3) 営利を目的とする活動のための使用と認められるとき。
  - (4) その他教育長が体育施設等の管理上支障があると認めるとき。
- 大津市立学校体育施設の開放に関する規則等の規定に違反したときは、使用許可を取消すことがあります。
- 故意又は過失により学校施設を破損させた場合は、速やかに原状回復していただきます。
- 利用中の一切の事故や怪我、盗難等は利用者が責任を負い、又損害を賠償いただきます。
- 利用団体間や近隣住民等とのトラブルについては、利用団体の責任のもと対応してください。

お問合せは、まず**大津市市民部スポーツ課**まで

電話-077(528)2637・FAX-077(522)5660・メールアドレス-otsu2405@city.otsu.lg.jp

# 《学校体育施設使用の流れ》

## 学校体育施設 開放運営委員会

### 利用団体

施設の使用方法、空き状況の問合せ(随時)

毎年度(当初/初回使用前)に

①利用団体の届出

「利用団体届出書」を提出

年間または月間で調整

②使用日程の申し出

調整会議開催の連絡

調整会議へ出席

遅くとも、使用月の初回の1週間前までに

③使用許可申請

「使用許可申請書」を提出

受領

「受理確認書」交付

「使用状況(結果報告)」用紙添付

④体育施設の使用

施設カギは、

前日または当日に借用  
当日または翌日に返却

「受理確認書」を提示

施設カギを借用

施設カギを返却

マナー指導、施設清掃

使用日の月末までに必ず!

⑤使用結果の報告

「使用状況(結果報告)」の提出

報告

通知後 30 日以内には必ず!

⑥照明料の納付

照明料納入通知書(納付書)を送付

期限までに銀行、郵便局で納付

スポーツ課